

《障害者支援課》

1 障害者自立支援法への取組みについて

【根拠法令：障害者自立支援法】

障害者自立支援法施行（平成18年4月1日）に伴い、福祉保健局は障害者の地域生活支援を行う市町に対して、身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神保健福祉業務（広域的な調整、指導支援、管内サービス提供体制の計画的な整備、事業者への指導）と身体・知的障害者更生相談所業務（高い専門性による技術的支援）を一体化して行う。

（1）地域生活支援事業（相談支援体制整備事業）

- （ア）自立支援サービス提供体制整備に向けた生の声の集約
 - ・市町の地域自立支援協議会の運営に向けたサービス作りに参画する。（随時）
 - ・サービス調整会議の開催（5月、8月、11月、2月）
- （イ）人的支援を整えた制度の定着と新たな支援の整備
 - ・民生委員、身体・知的障害者相談員との学習会、出前講座の開催（随時）
 - ・施設・福祉スタッフへのスキルアップ支援（ケアマネジメント研修、事例検討会）
 - ・精神疾患を正しく理解し、自分自身の問題として考える地域支援者の増加に向けた市町への支援を行う
- （ウ）障害者の就労促進に向けた取組み
 - ・ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、養護学校との情報交換

（2）事業者指定及び指導

- （ア）障害福祉サービス事業者の指定等及び指導（監査を含む。）
- （イ）相談支援事業者の指定等及び指導（監査を含む。）

2 身体・知的障害者福祉について

【根拠法令：身体障害者福祉法、知的障害者福祉法】

（1）身体障害者手帳・療育手帳の認定交付

（2）特別障害者手当等支給事務

（3）管内障害者団体への協力

◎身体障害者福祉協会

- （ア）鳥取県身体障害者体育大会（倉吉市）10月25日
- （イ）中部地区身体障害者スポーツ教室（湯梨浜町）6月19日
- （ウ）東伯郡身体障害者体育大会（北栄町）7月22日
- （エ）県民総合福祉大会（米子市）8月28日
- （オ）東伯郡身体障害者福祉推進大会（三朝町）10月22日

◎鳥取県障害者スポーツ協会

- （ア）鳥取さわやか車いすマラソン&湖山池ハーフマラソン大会（鳥取市）9月13日

◎手をつなぐ育成会

- （ア）鳥取県手をつなぐ育成会三交会（湯梨浜町）6月22日
- （イ）鳥取県手をつなぐ育成会スポーツ祭り（鳥取市）10月17日

◎日本筋ジストロフィー協会鳥取支部

- （ア）筋ジス協会療育キャンプ（鳥取市）6月20・21日

◎肢体不自由児父母の会

- （ア）東伯郡肢体不自由児療育キャンプ（江府町）7月

◎鳥取県障害者社会参加推進協議会（鳥取市）3月

(4) 各種研修会への協力

- (ア) 障害程度区分認定に伴う研修会への協力
- (イ) 市町村審査会委員研修への協力

3 身体・知的障害者更生相談所業務について

【根拠法令：身体障害者福祉法、知的障害者福祉法】

(1) 身体障害者更生相談所による定期・巡回相談

補装具の交付を希望する身体障害者に対し、補装具の適正な交付のため、調査の上医学的な判定を行う。

その他身体障害者の援護の実施に当たり、専門的な知識・技術を要する事項について市町の依頼に応じて判定書を交付する。

- (ア) 定期相談は、整形外科2回/月、耳鼻科1回/月、眼科3回/年実施する。
- (イ) 巡回相談は、市町の求めに応じて随時行う。

(2) 知的障害者更生相談所による定期・巡回相談

療育手帳の交付又は療育手帳の再判定を希望する者に対し、医学的・心理学判定を行い障害程度について判定する。

その他知的障害者の援護の実施に当たり専門的な知識・技術を要する事項について市町・施設の依頼に応じて来所又は巡回により医学的・心理学的・職能的判定を実施し、必要に応じて判定書を交付する。

(3) 更生相談所による個別相談、ケア会議による支援

市町・相談支援事業者等の求めに応じて、更生相談所の判定結果やケアマネジメントの援助手法等を踏まえた支援困難なケースへの技術的支援を行う。

(4) 県内全域の障害者施設（身体・知的障害者の入所施設）の利用調整と登録管理

- (ア) 県内障害者施設利用調整会議の開催
- (イ) 障害者施設の利用を公平かつ公正に行うため、県内全域の利用希望登録の管理と調整を施設・市町村とともに進行。

4 精神保健福祉について

【根拠法令：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者自立支援法】

地域精神保健福祉の推進について、関係機関と連携を図り、精神障害者の早期治療の促進及び社会復帰・社会参加への支援の円滑な実施のために専門的・技術的支援を行う。

(1) 精神障害者地域移行支援事業

受け入れ条件を整えば退院・退所が可能な精神障害者を対象として地域での生活が行えるよう支援する。

- (ア) 支援者のスキルアップのため、ケアマネジメント研修会・事例検討会を4回/年実施する。
- (イ) 精神障害者地域移行支援推進会議（5月、2月）

(2) アルコール関連問題対策事業

アルコール問題を抱える家族及び本人に対して、断酒会、医療機関、市町と連携し、継続した支援を行う。

(3) 障害者社会参加促進事業

精神障害者が地域の中で、よりよく暮らしていけるよう支援するとともに、精神障害者に対する正しい理解を図るための研修を実施する。

(4) 精神障害者社会適応訓練事業

通院中の精神障害者が協力事業所での作業訓練を通じて社会適応訓練を行い、再発防止と社会的自立を促進する。

(5) 高次脳機能障害支援事業

圏域のネットワークの構築を目的に、意見交換会及び事例検討会を実施する。

(6) 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）受給者証交付事務

申請に基づいて市町から進達された書類を審査し一定の精神障害の状態にあると認められた場合は手帳を交付する。また通院医療の判定の要否判定に基づき支給認定を行い、受給者証を交付する。

5 女性に対する暴力防止について

【根拠法令：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律】

配偶者等からの暴力被害者に対し、相談・安全確保・一時保護・自立支援等の支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、DV被害者支援体制を整備していく。

- ①一時保護権限が平成21年度から付与されたことに伴い、一時保護を求める被害者に対し、迅速・適切で一貫した対応を実施する。
- ②困難事例が増加する中、相談から一時保護・自立支援まで被害者に寄り添いながら自己決定を支援できる支援者のスキルアップと、支援方針決定のための個別支援会議を開催する。
- ③被害者の緊急対応・安全確保・情報管理・自立に向けての各種制度活用等を迅速・適切に実施するため、市町・シェルター・児童相談所等関係機関とのネットワークを強化する。
- ④内閣府調査では20人に一人がDVによる命の危険性を感じている。にもかかわらず相談件数は相当の件数とはなっていないことから、相談機関とのつながりを持っていない者が多いと思われるため、普及啓発を実施する。

今後の方針・スケジュール等

方法		(月)												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
DV関係機関担当職員ネットワーク会議 【対象：市町・警察・児相・よりん彩・シェルター・人権擁護】		○		○		○		○		○		○		
DV被害者支援研修会の開催 【対象：医療機関 養護教諭】						○					○			
DV支援センター業務研究会（事例検討） 【対象：婦人相談所・中・西部心と女性の相談室】			○			○			○			○		
啓発	DV防止キャンペーン								○					
	相談機関PR用のカード作成・配布													
相談受理と個別支援会議		→												

6 こころの健康推進事業について

「ひきこもり者」に対し、相談体制を整備するとともに、ひきこもり状態からの回復に向けた取り組みを実施する。

- | | |
|------------------|---------------|
| (ア) 本人・家族への相談 | (随時) |
| (イ) 精神科医師による専門相談 | (毎月第2金曜日 要予約) |
| (ウ) ひきこもり家族教室 | (毎月第3木曜日) |
| (エ) 発達障害者の相談支援 | |

7 自殺対策事業について

【根拠法令：自殺対策基本法】

自殺を防止するため、対応方法や支援の円滑な実施に向けた研修会等を行う。また、関係機関とのネットワークの構築を図る。

今後の方針・スケジュール等

- 相談窓口担当者連絡会の開催 年3回
- 研修会の開催
 - 自殺予防従事者研修会 年1回
 - 身近な相談者研修会 年1回
- 自殺予防週間街頭キャンペーン (9月)